

敵基地攻撃 名称変更を検討

岸田文雄首相は18日の衆院予算委員会で、保有の検査能力を明確にする敵基地攻撃能力の名称について、「今後、名稱も含めて検討していい」と述べ、「なぜかなければならぬ」と表明しました。戦争放棄をうたった日本憲法と相違しないものを名称変更でかわす、結局（いそゞ）な狙いです。自民党の岸田義議員への質問。

岸田氏は、「敵基地とは一体何を指すのか。概念があいまいな用語を使って議論するのは、議論が矮小（わいしょく）化する。これは膨大化する」として、「これが他の用語を使って議論していく必要がある」と質



衆院予算委員会で、国民党の岸田義・元防衛相（左手前）の質問に答える岸田文雄首相（右）＝18日午前、国会

岸田首相 姉息な狙い

先制攻撃は変わらない

軍事ジャーナリストの前田哲男さん

「敵基地攻撃能力」をどんな名稱に変えてかは、先制攻撃や報復攻撃すればそれの考え方であることは変わりません。名稱だけ変更しようとすると、田舎操作であり、無意味です。

そもそも「敵基地攻撃能力」は「1950年に鳩山一郎首相が政府の統一見解として出した歴史的な概念です。同能力の保有は憲法違反の行為だと解釈されてきました。近年、南西諸島のミサイル配備が進み、中国に向けた敵基地攻撃が可能となれる現実的な問題に移行しています。そういう中、正當化されると考へて、新しい通用し

するABM条約を結び、防護態勢を立てて認める」とあります。そこで、正當化されると考へて、新しい通用し

ます。「専守防衛」に真

めで核攻撃を抑止しようと

します。」「専守防衛」に真

めで核攻撃を抑止しようとします。岸田首相は、「敵基地攻撃能力」という名稱について、さあさあ議論があるといふと承知している。この議論をする際だ、一般には用いられている用語を現時でも使用している」と述べたうえで、名稱変更の検討を表明しました。政府はこれまで、敵基地攻撃能力の保有は憲法違反との見解を維持してきた。これに対して、岸田首相は一月の施政方針演説で、岸田は、「よし」敵基地攻撃能

力を「よし」と主張していました。この表現は適切ではない。敵基地だけに限定せず、「抑止力」として打撃力を持つ」と主張していました。これが、岸田の意図と言ったものとみられます。

つ向かい反ります。

自民党の岸田義議員が、岸田義議員は、「敵基地攻撃能力」をどう言葉が曖昧だとして名稱変更を迫りました。移動式ミサイル発射機など発射手段が多くなりました。地政権体が成り立たなくなつた」とを意味します。

すでに高速化や軌道変更など(サイル技術が発展)、迎撃は技術的に不可能です。そのため攻撃対象が基地外まで及び、住民を巻き込むリスクもあります。

冷戦期に米ソは、迎撃を始めたと解釈されてきました。しかし、SA-2ミサイルの開発・配備を制限するABM条約を結び、防護態勢を立てて認める」とあります。そこで、正當化されると考へて、新しい通用し